

令和8年第1回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月23日(金) 開会 午後 3時06分

2. 開催場所 入間市役所 C棟5階 501会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

7番 上原和子 8番 中村勝雄 9番 荻野 実

11番 野村雅紀

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 6番 宮岡康光 7番 上原和子

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第5号 生産緑地法による買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明について

報告第1号 農地賃貸借合意解約について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 三木康行

豊泉 隆 岩田 浩 田中 勲

宇津木保男 齋藤 勲 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 晝間 拓哉

主 幹 河西 多郎

9. その他の出席者

なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員9名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第1回入間市農業委員会を開会いたします。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、6番 宮岡康光委員、7番 上原和子委員、以上2名を指名いたします。

○議長

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第1号の2番につきましては、齋藤勲委員に対し、議案第3号につきましては、岩田浩委員に対し、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくことになります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番(野村雅紀君)

11番、野村です。議案第1号1番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

1月18日に、申請地の状況確認を的場推進委員と一緒に行いました。

申請地は案内図のとおり、茶畑通り南の青梅市境にある農地です。

申請者は、住所地にて耕作する農業者です。

申請地は現在、植木畑となっておりますが、許可後も引き続き植木畑として利用する計画との事でした。

現在の農地の状況や農機具所有状況などから、耕作することには支障ないと思われませんが、ご審議の程宜しくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

1月18日に、野村委員と一緒に現地を確認しました。野村委員の説明のとおり、支障ないと思われしますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、渡人の農業後継者として、農地の贈与を受けるための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

野村委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、12,244㎡となります。

申請地は植木畑となっておりますが、譲受け後も植木畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われれます。このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、齋藤勲推進委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(齋藤推進委員 退席)

担当5番、清水裕司委員、説明を願います。

○農業委員5番(清水裕司君)

5番、清水です。議案第1号2番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

1月18日に、申請地の状況確認、また譲受人から電話にて話をお聞きしました。

申請地は案内図のとおり、藤宮市民農園西側にある農地です。

申請者は市内にて耕作する認定農業者です。

申請地は現在休耕地となっておりますが、許可後は茶畑として利用する計画との事です。

現在の農地の状況や農機具所有状況などから、耕作することには支障ないと思われませんが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、農業経営の規模拡大を図るための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

清水委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、9,395㎡となります。

申請地の耕作状況は、現在休耕地となっておりますが、許可後は、茶畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われれます。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

ここで、齋藤勲推進委員の退席を解除いたします。

(齋藤推進委員 着席)

次に、3番を議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番(清水昇君)

3番、清水です。議案第1号3番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

1月17日に、宇津木推進委員と一緒に、申請地の状況確認、譲受人からの聞き取りを行いました。

申請地は案内図のとおり、中村屋工場西側にある農地です。

申請者は、市内にて畜産業を営む認定農業者です。

申請地は現在休耕地となっておりますが、許可後は野菜畑、茶畑として利用する計画との事でした。

現在の農地の状況や農機具所有状況などから、耕作することには支障ないと思われませんが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員(宇津木保男君)

二本木地区推進委員の宇津木です。

1月17日、清水委員と一緒に現地を確認しました。清水委員の説明のとおり、支障ないかと思われしますので、よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、農業経営の規模拡大を図るための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

清水委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、8,967㎡となります。

申請地は休耕地となっておりますが、許可後は普通畑・茶畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま

す。このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、4番を議題といたします。

担当10番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員10番(久保田勝君)

10番、久保田です。議案第1号の4番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

1月17日に、申請地の状況確認、別の圃場にて譲受人から聞き取りを行いました。

申請地は案内図のとおり、茶どころ通り北側、農地と宅地が混在した場所にある農地です。

申請者は、市内にて無農薬で野菜栽培を行う認定農業者です。

申請地は現在休耕地となっておりますが、許可後は果樹園として利用する計画との事でした。

所有する農機具は、トラクター・耕運機・軽トラック・普通トラックなどで、現在の農地の状況や農機具所有状況などから、耕作することには支障ないと思われませんが、ご審議の程宜しく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

1月18日、現地を確認いたしました。久保田委員の説明のとおり、支障ないかと思われまますので、よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、農業経営の規模拡大を図るための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

久保田委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、23,986㎡となります。

申請地は休耕地となっておりますが、許可後は果樹栽培を行う計画であり、周辺農地への影響もないと思われまます。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第2号の1番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

1月19日に、岩田推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認してきました。その際、譲受人ご本人とお会いすることができたので、申請に至った経緯、今後の利用計画について伺いました。

申請地は案内図のとおり、国道16号線の南側で、周囲は宅地化が進んだ区域となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおり、隣接する自己所有の既存資材置場を拡張し、車両の一時保管場所として利用する計画です。周囲に農地はなく、規模も過大となっておりますので、農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

1月19日に、現地を確認しました。荻野委員の説明のとおり、特に問題はないかと思われれますので、よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、自動車の輸出業を営んでいるが、現在利用している資材置場及び駐車場が手狭であり、新たに資材置場及び駐車場を確保するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

このことから、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響が無いものと判断されれば、許可しえる状況です。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当8番、中村勝雄委員、説明を願います。

○農業委員8番（中村勝雄君）

8番、中村です。議案第2号の2番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

1月20日に、田中推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は案内図のとおりであり、県道狭山下宮寺線北側にある、宅地に囲まれた農地となります。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。周囲は宅地化が進んでいる場所であり、周辺農地に影響無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺地区推進委員の田中です。

1月19日に、中村委員とは別々に現地を確認しました。中村委員の説明のとおり、支障ないかと思われしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願ひます。

○事務局

申請は、受人が自己用住宅を建築するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、借受人親族が入間市の市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イ（「当該開発行為に係る土地において、市又は隣接する市町の市街化調整区域に区域区分日前から居住する親族を有する者が、区域区分日前から自己又は自己の親族が所有する土地において行うもの」）に合致し、開発許可相当（同法第29条）と判断されております。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（中島伸吉委員 挙手）

○農業委員4番（中島伸吉君）

こちらの地目が山林となっているのは、どういうことでしょうか。

○事務局

登記地目は山林なのですが、現況は畑となっておりまして、農地法の規制に係るということで、総会に諮っているものでございます。

（荻野委員 挙手）

○農業委員9番（荻野実君）

同じところなのですが、今の事務局の説明からすると、現況農地という判断はどのように判断されるのでしょうか。

○事務局

今回の案件以外でも、例えば登記地目が雑種地とか原野とかでも、何かしらの事情で耕作できる状況のものについて現況地目は畑と見ますので、耕作できる農地すなわち農地法の規制に係る農地として考えております。今回、登記上の地目は山林という形ですので、こちらの表示についても今までもやっているところでございます。

○農業委員9番（荻野実君）

そうすると、現況農地という判断については、例えば資産税課の課税判断の基準みたいなもので判断しているということですか。

○事務局

今、荻野委員がおっしゃったとおり資産税課の判断もそうですし、違う地目のものを畑として見る場合、農家台帳搭載申請書というのを提出いただいて、その上で資産税課と農業委

員会の方で田とか畑として見えるところであれば、申請者に対し農地法の登記地目は畑以外なので今後そのような形で見ますが、ただその代わり地目の方についてはもし農家台帳搭載申請する時には、現況に合わせて登記の方も法務局で畑や田んぼに改めるように指導したうえで判断することもございます。

○農業委員 9 番（荻野実君）

わかりました。

○議長

ほかにございませんか。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、3 番を議題といたします。

担当 5 番、清水裕司委員、説明を願います。

○農業委員 5 番（清水裕司君）

5 番、清水です。議案第 2 号の 3 番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

1 月 1 8 日に、齋藤推進委員とは別々に申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおり、藤宮市民農園西側にある農地となります。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。規模も適正なものとなっているため転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、齋藤勲委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（齋藤勲君）

藤沢地区推進委員の齋藤です。

1月18日、現地を確認しました。清水委員の説明のとおり、支障ないかと思われま
すので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、受人が運送業を営んでおり、事業拡大に伴い駐車場を拡張するための農地転用許
可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には
該当しません。農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種
農地に該当します。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「既存の施
設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の1/2を超えないものに
限る。)」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類
から資金の調達について、支障ないと判断できます。その他、一般基準についても合致して
おります。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必
要ありません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県
に進達いたします。

続いて、議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

議案第3号の1番から7番は、農用地利用集積等促進計画の案により使用貸借権、賃貸借権の設定等を受けるものについて事務局から説明を受け、皆様からのご意見をいただいた後に、計画案に対する農業委員会の意見を集約したいと思います。

なお、議事参与の制限の規定により、岩田浩推進委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(岩田浩推進委員 退席)

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げます。

「議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、借受申出案件（令和8年3月始期分）に係る農用地利用集積等促進計画の案について、意見を求めるもの。別紙1のとおり」でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。

別紙1の令和7年度第10回農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。

なお、2番から7番までの農地について、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定がされておりましたが、制度の見直しに伴い農地中間管理事業による貸借とし、引き続き耕作を行うものです。

1番の設定する権利の種類は賃貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年3月1日から令和13年2月28日までの5年となります。

次に、2番～4番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年3月1日から令和13年2月28日までの5年となります。

次に、5番と6番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年3月1日から令和13年2月28日までの5年となります。

次に、7番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年3月1日から令和13年2月28日までの5年となります。

借受けに際し、今後、農業者の高齢化や相続等により農地の管理に困る方等が懸念される中、市内の農地を守っていきたいと考えており、借受け希望者への農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。

説明は以上でございます。

○議長

それでは、議案第3号の1番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第3号の1番についてご説明を申し上げます。

1月19日に、宮寺地区にある1筆の農地の状況を、田中推進委員とは別々に確認してまいりました。

現地は案内図のとおり、やまゆり荘に程近い農地で、周辺も農地が広がっている区域となります。現在は、長ネギが整然と植付けられ、適正に管理されておりました。

借受人は、宮寺地区を中心に露地野菜を耕作する農地所有適格法人で、今後につきましても、野菜畑として耕作していくことに問題ないことを報告いたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺地区推進委員の田中です。

1月19日、荻野委員とは別々に現地を確認しました。荻野委員の説明のとおり、支障ないかと思われますので、ご審議の程よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、2番を議題といたしますが、2番から4番は関連がございますので、一括審議をさせていただきますと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、2番から4番を一括審議といたします。

それでは、担当4番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員4番（中島伸吉君）

4番、中島です。

1月16日に、金子地区にある3筆の農地の状況を、担当推進委員とは別々に確認してまいりました。

借受人は、市内で1.9ヘクタール以上耕作する野菜農家です。

今回の申請地について野菜畑として耕作されておりますが、引き続き野菜畑として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

金子地区推進委員の三木です。

1月19日、2番・3番の現地を確認しました。

中島委員の説明のとおり、特に支障ないかと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

中島委員とは別々に、4番の現地を確認しました。

中島委員の説明のとおり、支障ないかと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号の5番を議題といたしますが、5番と6番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、5番と6番を一括審議といたします。

それでは、担当10番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員10番（久保田勝君）

10番、久保田です。

1月17日に、東金子地区にある2筆の農地の状況を、間野推進委員とは別々に確認してまいりました。また圃場に行って、借受人から話を伺ってまいりました。

借受人は、市内で2.3ヘクタール以上耕作する野菜農家です。

今回の申請地について、野菜畑（一部果樹畑）として耕作されておりますが、引き続き野菜畑として耕作する予定であり、農機具も一式揃っているため、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

1月18日、現地を確認しました。久保田委員の説明のとおり、支障ないかと思われまので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、7番を議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。

1月17日に、二本木地区にある1筆の農地の状況を、宇津木推進委員と一緒に確認してまいりました。

借受人は、市内で2.6ヘクタール以上耕作する野菜農家です。

今回の申請地について、野菜畑として耕作されておりますが、引き続き野菜畑として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

二本木地区推進委員の宇津木です。

1月17日、清水委員と一緒に現地を確認しました。清水委員の説明のとおり、支障ないかと思われまますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

ただいま1番から7番までの説明がありましたが、この件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願いいたします。

○議長

よろしいですか。

それでは特に無いようですので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見なし」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございますので、本件の協議の回答として、「特に意見なし」とすることに決定いたしました。

ここで、岩田浩推進委員の退席を解除いたします。

（岩田推進委員 着席）

続いて、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題といたします。

こちらは前回12月からの継続審議の案件となります。

はじめに、9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第4号の1番について、ご説明申し上げます。

当事者、土地の表示、今後引き続き農業経営を行うことに関する申請事項、その他参考事項について、配布議案書のとおりです。

1月19日に、岩田推進委員とは別々に現地に出向き、状況を確認してまいりました。

本件は、令和7年12月の委員会において、継続審議となりました議案となります。

対象農地は現在、枯れた夏草の雑草処理が済み、畑としての体裁も回復し、今一度耕うんを施すことにより、作付け可能な状態となっております。

なお、対象農地を主に管理する息子さんの意向は、前回も申し上げましたが、農業経営を行うことには前向きであります。時間はかかりましたけれども、こちらの指導にも柔軟に対応されておりますので、息子さんの意向を尊重し、相談また指導等を継続しながら今しばらく様子を見ていきたいと考えております。ご審議くださいますよう宜しくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

1月19日、現地を確認しました。荻野委員の説明のとおり、草などは刈られておりましたので支障ないかと思われますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○議長

よろしいですか。

なければ質疑を終わります。申請者は農業経営を行っている者と認められますので、証明することについてご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

続いて、議案第5号 生産緑地法による買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当1番、小澤正幸委員、説明を願います。

○農業委員1番（小澤正幸君）

1番、小澤です。議案第5号の1番についてご説明を申し上げます。

証明を受ける当事者、土地の表示、備考については、配布議案書のとおりです。

1月19日に、間野推進委員とは別々に、申請地の状況確認等を行いました。

該当農地は特定生産緑地として耕作しておりましたが、事由の生じた者の死亡に伴いやむなく今回の証明を申請されたものです。農地についても、普通畑として今まで適正に管理されておりました。主たる従事者証明について、やむを得ないものと考えられます。

買取り申し出生産緑地になります。買取り申し出とは、生産緑地の指定を外すための必要な手続きです。買取り申し出をした場合、3か月後、宅地や売却が可能になります。

以上、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、豊岡中地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

豊岡中地区推進委員の間野です。

1月19日、現地を確認しました。

小澤委員の説明のとおり、やむを得ないかと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第5号の1番について、ご説明申し上げます。

生産緑地地区の農地を耕作していた方が亡くなられ、全ての農地を耕作することが難しくなったため、申出人から、市へ生産緑地法に基づく買取り申し出をする際に必要な証明である「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」が、当農業委員会に提出されました。

このことから、議案書にある買取り申し出の事由の生じた者が、農地の耕作者であったことの証明について審議をお願いするものです。説明は以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○議長

なければ質疑を終わります。生産緑地法に係る買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明でございますが、主たる従事者として認めることについて、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当6番、宮岡康光委員、説明を願います。

○農業委員6番(宮岡康光君)

6番、宮岡です。議案第5号の2番についてご説明を申し上げます。

証明を受ける当事者、土地の表示、備考については、配布議案書のとおりです。

1月17日に、大室推進委員と一緒に、申請地の状況確認等を行いました。また、現地にて当事者の息子さんより話を伺いました。

該当農地は特定生産緑地として耕作しておりましたが、事由の生じた者の死亡に伴いやむなく今回の証明を申請されたものです。農地についても、普通畑として今まで適正に管理されておりました。主たる従事者証明について、やむを得ないものと考えられますが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、大室芳子委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員(大室芳子君)

西武地区推進委員の大室です。

1月17日、現地を確認しました。宮岡委員の説明のとおり、支障ないかと思われそうですので、よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

続いて、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第5号の2番について、ご説明申し上げます。

生産緑地地区の農地を耕作していた方が亡くなられ、全ての農地を耕作することが難しくなったため、申出人から、市へ生産緑地法に基づく買取り申し出をする際に必要な証明である「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」が、当農業委員会に提出されました。

このことから、議案書にある買取り申し出の事由の生じた者が、農地の耕作者であったことの証明について審議をお願いするものです。説明は以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○議長

なければ質疑を終わります。生産緑地法に係る買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明でございますが、主たる従事者として認めることについて、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地賃貸借合意解約については1件、農地法第3条の3の規定による届出については3件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については6件、相続税の納税猶予に関する適格者証明については2件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号、第3号、第4号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午後4時00分